

## 2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

### (1) 関係法規制等の把握

項目	高畑町裁判所跡地
古都保存法	<p>歴史的風土特別保存地区以下の行為について<u>許可を要する</u></p> <p>(古都保存法第8条第1項)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さ1.5m以下の工作物は許可不要)</li><li>2.宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (ただし、面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓は許可不要)</li><li>3.木竹の伐採 (ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは許可不要)</li><li>4.土石の類の採取</li><li>5.建築物その他の工作物の色彩の変更</li><li>6.屋外広告物の表示又は掲出</li><li>7.その他歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</li></ol>

## 2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

### (1) 関係法規制等の把握

項目	高畑町裁判所跡地								
奈良市風致地区条例	<p data-bbox="301 279 552 315">第1種風致地区</p> <p data-bbox="301 344 1470 379">風致地区内において以下の行為をするときは、条例に基づき許可を要する</p> <p data-bbox="301 408 774 444">【許可を要する行為及び基準】</p> <table border="1" data-bbox="401 472 1731 1322"><thead><tr><th data-bbox="411 479 1721 522">許可を要する行為</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="411 529 1721 572">1. 建築物の新築、増築、改築又は移転</td></tr><tr><td data-bbox="411 579 1721 722">2. 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが1.5m以下のものは許可不要</td></tr><tr><td data-bbox="411 729 1721 772">3. 建築物その他の工作物の色彩の変更</td></tr><tr><td data-bbox="411 779 1721 1022">4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 ※ただし、面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓は許可不要</td></tr><tr><td data-bbox="411 1029 1721 1172">5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは、許可不要</td></tr><tr><td data-bbox="411 1179 1721 1272">6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要</td></tr><tr><td data-bbox="411 1279 1721 1322">7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</td></tr></tbody></table>	許可を要する行為	1. 建築物の新築、増築、改築又は移転	2. 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが1.5m以下のものは許可不要	3. 建築物その他の工作物の色彩の変更	4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 ※ただし、面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓は許可不要	5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは、許可不要	6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要	7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
許可を要する行為									
1. 建築物の新築、増築、改築又は移転									
2. 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが1.5m以下のものは許可不要									
3. 建築物その他の工作物の色彩の変更									
4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 ※ただし、面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓は許可不要									
5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは、許可不要									
6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要									
7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積									

# 2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

## (2) 価値の保存管理・活用の考え方 ○荒池・瑜伽山ゾーン — 「名勝奈良公園保存管理・活用計画」(平成23年3月)

### 区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域である瑜伽神社および天神社境内地景観ならびに瑜伽山と一体となる景観形成のための適切な保全を図るとともに、浅茅ヶ原と一体となり奈良公園の水辺景観を形成する荒池一帯の質の高い風致景観の保全を図る。

### 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

#### 自然的要素に関わる考え方

- 瑜伽山一帯は、鷺池・荒池の背景となる風致林として、その地形及び植生の適切な保全を図る。
- 荒池の適切な水環境(水質及び水量、生態系)の保全・再生を図る。

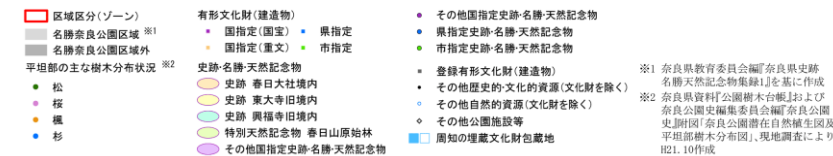
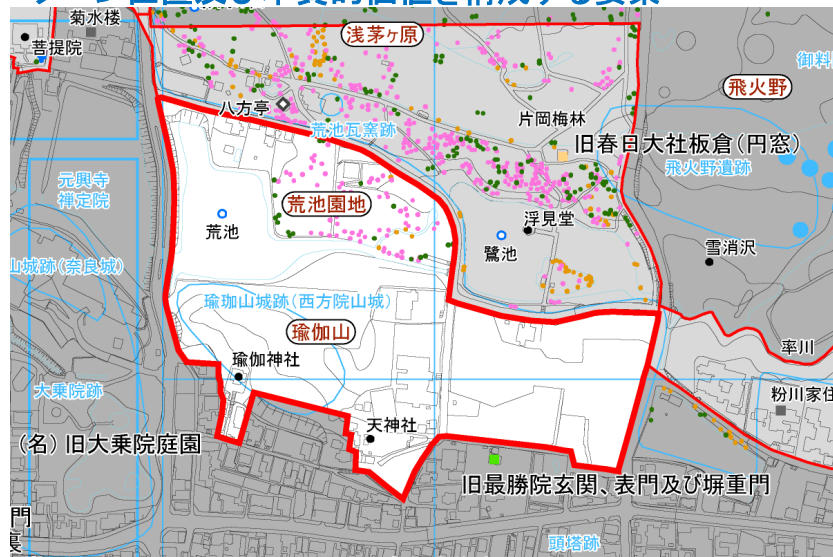
#### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- 瑜伽山の樹林地と一体となる瑜伽神社境内及び天神社境内の景観を保全する。
- 地下に埋蔵される遺構(奈良町遺跡・瑜伽山城跡)やその他の遺構(荒池園地の土堀跡等の表出する組積等)は、当時の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。

#### 公園的要素に関わる考え方

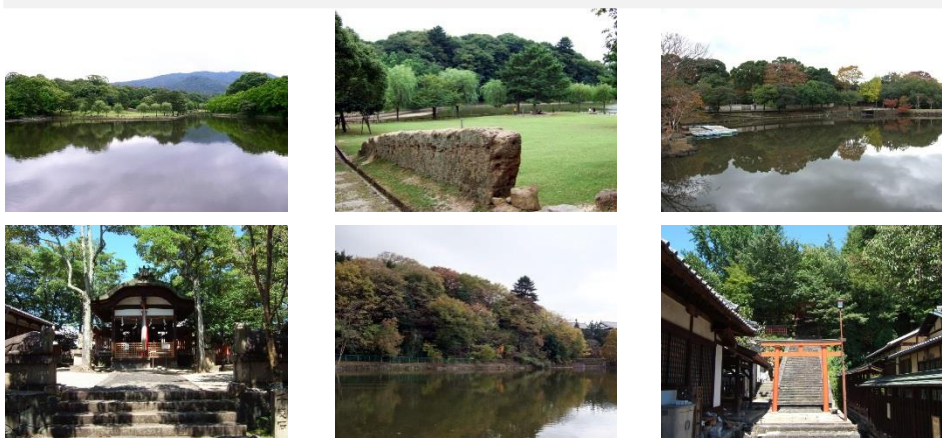
- 園地の景観を特徴づける松、桜、柳等の植栽樹木および、芝地の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。

### ゾーン位置及び本質的価値を構成する要素



本質的価値を構成する要素	
地形・地割	●山地(瑜伽山) ◎境内地(瑜伽神社、天神社) ○園地(荒池園地)
水系	流れ ○水路(荒池園地) 池 ●○荒池
植栽・植生	植栽 ○園地の植栽樹木(松、桜) ○池畔の植栽樹木(柳) ○園地の芝 植生 ●瑜伽山一帯の樹林
建築物・工作物	建築物 — 工作物 ◎瑜伽神社参道、天神社参道
遺跡・遺構	礎石等 ◎土堀跡 埋蔵遺構 ◎周知の埋蔵文化財包蔵地(奈良町遺跡、瑜伽山城跡)
動物(奈良のシカを除く)	—
行催事の場の形成	—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◎碑(万葉歌碑)
関係する法制度等	・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域(奈良市景観計画)

● 自然的要素 ◎ 歴史的・文化的要素 ○ 公園的要素 ◇ その他要素



# 2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

## (3) 高畑町裁判所跡地の価値の確認

### 1) 成り立ちの整理

裁判所跡地時代		裁判所時代	山口家南都別邸時代			興福寺旧松林院家時代					時代							
平成		昭和	大正			明治		江戸	安土桃山	室町								
二〇一四 二六	二〇〇五 一七	一九五二 二六	一九三三 一〇	一九二二 二四	一九一九 九	一九一九 八	一九一〇 三	一八八〇 三	一八六九 五	一八五三 三	一四四四 嘉吉	一四二九 永享	西暦 和暦					
奈良県 庭園跡調査	奈良県 所有	最高裁判所所有 (奈良家庭裁判所分室として使用)	藤龍会(茶会) 出席者 大谷尊由 野村得七など	志賀直哉が初訪問	志賀直哉、武者小路実篤が訪問	山口吉郎兵衛 所有	奈良ホテルでの徳園会の前に、野村得七が別業で休憩	小見寺八山が山口家別荘内のアトリエに移り住む	松林院家の廃止	松林為成 所有(敷地を継承)	梅田春保 所有	山口謙四郎 所有	松林院家の廃止	院家松林院 法印大僧都実雅(最後の住職)	興福寺境内図(江戸時代)	興福寺子院 松林院家 所有	松林院家初代・貞兼僧正在住の時代に作庭	高畑町裁判所跡地の歴史
庭園文化と共に育まれた『茶の湯文化』													庭園文化					
(裁判所用地・跡地)		日本を代表する茶道家・小説家・芸作家等の交流が図られた別荘地(別業の地)					興福寺境内											
		大谷尊由	山口吉郎兵衛	武者小路実篤	志賀直哉	野村得七	小見寺八山	松林為成	梅田春保	法印大僧都実雅	冷泉家第一八代当主為則の五男	松林院家	大乗院(一条院の一門跡)次々四院家(松林院、修南院、喜多院、東北院の)	平安時代には、興福寺は藤原氏と共に隆盛して、寺の規模はより一層拡充される。寺僧の住居である子院が寺中(寺外)に建てられ、その数が増大。南北朝時代以降、この子院の中で格が生じる。すなわち、公卿の子弟の人手によって、院家が成立し、貴族化の色調を強める。さらに貴族・士族(家)「おんかんげ」から入寺した者が門跡となる。門跡は、乗院と大乗院。				

興福寺子院である旧松林院として室町～明治まで営まれ、大正期山口家南都別邸として実業家と芸作家との交流の場であった



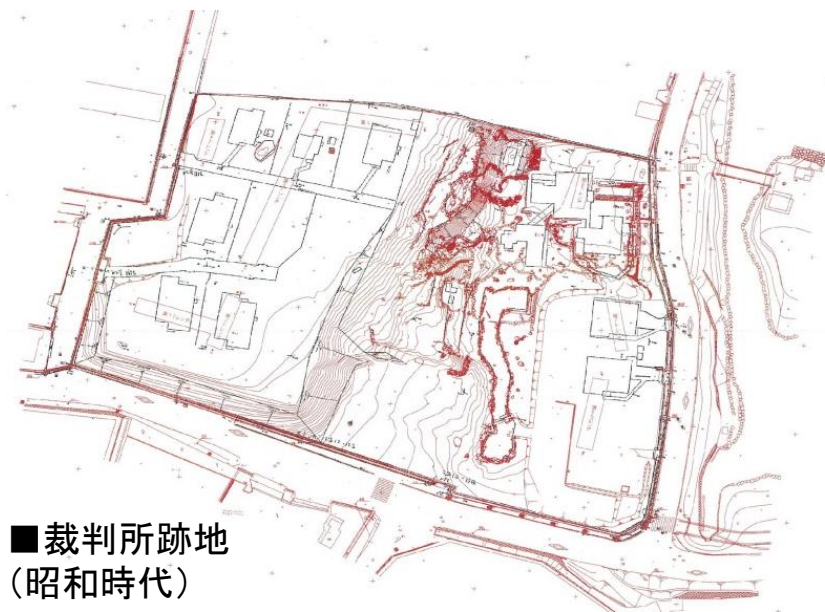
## 2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

### (3) 高畑町裁判所跡地の価値の確認

#### 2) 土地利用の変遷



■松林院跡  
(室町時代～明治時代)



■裁判所跡地  
(昭和時代)



■山口家南都別邸  
(大正時代)



■現況



# 2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

## (3) 高畑町裁判所跡地の価値の確認

### 3) 文化財発掘調査の詳細

1. 調査地：奈良市高畑町地内(旧裁判所跡地)
2. 調査面積：581m<sup>2</sup>
3. 調査期間：2014年11月5日～12月25日
4. 主な遺構：室町時代の石積み護岸の池(1基)・土坑・溝・小ピット、近世の土坑・埋塞(3基)、近代の煉瓦積基礎、池跡など
5. 主な遺物：古代の土師器・須恵器・瓦、中世の瓦器・土師質土器・陶器・瓦、近代の陶器・磁器など
6. 調査担当：奈良県立権原考古学研究所
7. 調査概要：下記の通り

#### ○第1トレンチ

- ・調査規模：幅4m×長さ20m、面積80m<sup>2</sup>。
- ・検出遺構：土師皿を大量廃棄した土坑4基、土坑7基、溝2条、建物の柱穴を含む小ピット多数。
- ・出土遺物：中世の土師皿・陶器、近世の土師皿・陶磁器など。
- ・その他：遺構検出面までの深さは、GL-20～30cm。

#### ○第2トレンチ

- ・調査規模：幅4m×長さ15m、面積60m<sup>2</sup>。
- ・検出遺構：土師皿を大量廃棄した土坑4基、土坑1基、溝2条、建物の柱穴を含む小ピット多数。
- ・出土遺物：中世の土師皿・陶器、近世以降の土師皿・陶磁器・瓦など。
- ・その他：遺構検出面までの深さは、GL-15～30cm。

#### ○第3トレンチ

- ・調査規模：幅4m×長さ43m、面積172m<sup>2</sup>。
- ・検出遺構：中世の石積み護岸を伴う池跡1基・建物の柱穴・土坑、中世の土坑・小ピット、近世以降の土坑多数・溝4条・埋塞4基、小ピット、近代以降の池跡?1基、土坑・小ピット多数など。
- ・出土遺物：古代の須恵器・土師器・瓦片、中世の土師器・陶磁器・瓦、近世以降の土師皿・陶磁器・瓦など。
- ・その他：遺構検出面までの深さは、東側でGL-20～30cm、西側で15～70cm。  
このトレンチの東側は、旧裁判所官舎建物撤去時に大きな攪乱(ゴミ穴)を受けて、遺構検出面が消失している。

#### ○第4トレンチ

- ・調査規模：幅4m×長さ12m、面積48m<sup>2</sup>。
- ・検出遺構：古代～中世の南北方向落ち込み(大型溝の可能性もあり)1箇所、中世以降の落ち込み1箇所・土坑5基、建物の柱穴の可能性のあるピット数基・その他小ピット多数。
- ・出土遺物：中世の土師皿・陶器・瓦、近世以降の陶磁器・瓦片など。
- ・その他：遺構検出面までの深さは、GL-15～50cm。

#### ○第5トレンチ

- ・調査規模：幅4m×長さ15m、面積60m<sup>2</sup>。
- ・検出遺構：古代～中世と時代の確定した遺構は確認できなかった。明らかに近世以降の遺構は、埋塞2基・溝3条・土坑3基、近代の旧裁判所官舎基礎1箇所などである。
- ・出土遺物：古代の土師器・須恵器・瓦、中世の土師皿・磁器・瓦、近代の陶磁器・瓦など。
- ・その他：遺構検出面までの深さは、GL-40～50cm。

#### ○第6トレンチ

- ・調査規模：幅4m×長さ20m、面積80m<sup>2</sup>。
- ・検出遺構：奈良時代から中世の遺物が出土する池状遺構と埋塞(?), 近世の暗渠1条・溝1条・大型落ち込みなど。
- ・出土遺物：古代の土師器・須恵器・瓦片、中世の土師皿・磁器、近世の陶磁器・瓦など。
- ・その他：遺構検出面までの深さは、GL-60～80cm。

#### ○第7トレンチ

- ・調査規模：幅3m×長さ15m、面積45m<sup>2</sup>。
- ・検出遺構：中世の遺物包含層・集石遺構1基、近世以降の土坑1基・溝1条など。
- ・出土遺物：古代の土師器・瓦、中世の土師皿・磁器、近世の陶磁器・瓦など。
- ・その他：遺構検出面までの深さは、GL-20～30cm。

#### ○第8トレンチ

- ・調査規模：幅3m×長さ12m、面積36m<sup>2</sup>。
- ・検出遺構：なし。
- ・出土遺物：近世・近代の瓦・陶磁器類少量。(表土層から出土)
- ・その他：遺構検出面までの深さは、GL-20～30cm。

